

市川市公告第 155 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 5 年 6 月 23 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
桂木 華子
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260617-0105

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第36条第2項の規定により次の開発行為
の工事が完了し検査済証を交付したので同
条第3項の規定により公告する。

令和8年6月23日

市川市長 田中 甲

1. 許可番号

令和7年10月10日 市川市指令第411号の25027
令和7年11月7日 市川市指令第412号の25009
令和8年1月6日 市川市指令第412号の25013

2. 開発区域または工区に含まれる地域の名称

許可時：市川市柏井町二丁目1328番1の一部

完了時：市川市柏井町二丁目1328番18、1328番19、
1328番22、1328番23、
1328番24、1328番25、
1328番26、1328番27、
1328番28、1328番29、
1328番38、1328番39、
1328番40、1328番41（2工区）

3. 許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県船橋市本中山二丁目18番4号
TALE HOUSING株式会社 代表取締役 野澤 丈紀

市川市告示第 172 号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月23日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-------------|---|
| 1 事業者名 | WyL 株式会社 |
| 所在地 | 東京都江戸川区中央4 - 1 1 - 8 |
| 2 事業所名 | ウィル相談支援センター 市川 |
| 所在地 | 千葉県市川市市川1 - 2 1 - 4 |
| 3 指定年月日 | 令和8年7月1日 |
| 4 事業の種類 | 特定相談支援事業 1232700698
障害児相談支援事業 1272700525 |
| 5 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 6 事業所番号 | 特定相談支援事業
障害児相談支援事業 |

市川市告示第 173 号

指定居宅介護支援事業所の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第2号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 23 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 医療法人社団泰正会
- 2 事 業 所 名 グレースケア市川居宅介護支援事業所
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県市川市大町43番地3
- 4 廃 止 年 月 日 令和8年6月30日
- 5 サ ー ビ ス の 種 類 居宅介護支援